

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和4年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営、その他<寄附受付、決済、配送管理、コールセンター等>	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社 さとふる	寄附金の12% (税抜)	<p>令和4年度においては、複数のポータルサイトを順次追加していくこととし、限られた体制で、効果的・効率的な事業運営を図るため、利用者数や、契約自治体数が多いポータルサイトを選定する方針とする。</p> <p>①各ポータルサイト運営事業者では、細かい部分においてサービス提供内容が異なっており、返礼品を掲載するポータルサイトの仕様や業務範囲、利用料金等が決められていることから、本市の仕様に沿った業務内容に対する価格の提示を受けることができないため、同一内容での価格による競争には適していない。</p> <p>②各ポータルサイトの周知効果の参考となる掲載自治体数等の情報は、各サイトが公表しているため、プロポーザルにより提案を受ける必要はない。</p> <p>③比較的用户の多くないポータルサイトと契約することは、寄附データの管理や連携などの事務が増えることから、限られた体制で効果的・効率的に事業を進める上で課題が生じる。</p> <p>以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社さとふる」及びその他3サイト(年内に契約予定)と契約する。</p> <p>また、株式会社さとふるについては、ポータルサイトの運営、寄附受付、決済だけではなく、配送管理、コールセンター業務等が一体となっており、配送管理以降の業務を切り離れた場合でも、一括した場合でも、同額の委託料となるため、一括業務として、「株式会社さとふる」と随意契約を結ぶ。</p> <p>(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2) 競争が成り立たない契約をするとき)</p> <p>【物品・委託業務関係業務】</p> <p>(ウ)「契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。」に該当</p>

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	地域経済振興室	令和4年度ワンストップ特例申請対応の書面発行等に係る業務	ふるさと納税(寄附金)の寄附者に対して交付する寄附金受領証明書等の発行及び発送を行う業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社 さとふる	単価契約 1件につき160円(税抜)	株式会社さとふるが運営するふるさと納税ポータルサイトで寄附を受け付けた寄附者に対して交付する寄附金受領証明書等の発行及び発送を行う本業務については、別の事業者に委託する場合は寄附者情報の管理やデータ連携等が必要になることから非効率であることに加え、ワンストップ特例申請書類に印字されるワンストップID(株式会社さとふるが付番する任意の管理番号)のQRコードを読み取ることにより、株式会社さとふるが構築及び運営する「ワンストップ特例申請支援システム」を活用した業務負担の軽減を図ることができることから。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号に該当)
3	地域経済振興室	ふるさと納税ワンストップ特例にかかる業務	ふるさと納税(寄附金)の寄附者から提出を受けたワンストップ特例申請書の受付、審査、登録等を行う業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	東京都中央区京橋2丁目2番1号 株式会社 さとふる	単価契約 1件につき220円(税抜)	本業務においては、株式会社さとふるがワンストップ特例申請書を受け付け、内容を確認し、マイナンバーの入力等のデータ作成を行う。その際に、寄附者の氏名、住所、寄附金額等の情報が必要となるが、これらの情報は、寄附申込時に寄附者から提供がされており、ふるさと寄附金支援業務の中で、株式会社さとふるが管理している。こうした業務の密接な関連性があるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号に該当)
4	地域経済振興室	吹田市地域就労支援事業コーディネーター業務	吹田市地域就労支援岸部センターでの就職困難者に対する相談業務	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会	3,320,520円	本業務の実施にあたっては、就職困難者が抱える様々な問題を解決するための能力や支援技術等の専門性を有するとともに、当該地域の事情に精通していることが求められる。地域就労支援岸部センターを置く地域の事情に精通し、大阪府から地域就労支援コーディネーターの認定を受ける相談員を配置することができる団体は、吹田市きしべ地域人権協会において他にないものと考えられるため。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託関係業務】「カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき」に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
5	シティプロモーション推進室	Inforestすいたリニューアルイベント運営業務	Inforestすいたがリニューアルオープンしたことを周知するとともに、店舗への誘引につなげることを目的としたイベントの開催	令和4年4月6日から 令和4年6月30日まで (令和4年4月6日)	大阪市浪速区湊町1-4-38 近鉄新難波ビル7階 近畿日本ツーリスト株式会社 関西法人MICE支	2,692,250円	(1)運営事業者はイベント時に実施するライブイベントについて、Inforestすいたの施設の目的や、店舗壁面アートの制作意図等を十分に理解したうえで、テーマ設定をする必要があること、またそれには、これまでの経過や、アーティストとの信頼関係が必要であること。 (2)ららぽーとエキスポシティの運営管理を行うオペレーションセンターとの十分な連携が必要であること (3)魅力発信のため、店舗の来客数の増加が課題であるため、イベント当日もイベント客を店舗に誘導することも必要であること (4)Inforestすいたの店舗運営等と一貫した運営をする必要があること と (1)～(4)の理由からInforestすいたの運営事業者である近畿日本ツーリスト株式会社関西法人MICE支店でなければ当該役務を提供することができません。 (吹田市随意契約ガイドラインに記されている地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「性質又は目的が競争入札に適しないものをとするとき」(1)契約の相手方が特定されるとき【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。に該当)
6	文化スポーツ推進室	第13回すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務	「すいたティーンズクラシックフェスティバル」の実施	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	2,750,000円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であるが、指定管理業務の仕様書に、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「すいたティーンズクラシックフェスティバル運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)
7	文化スポーツ推進室	令和4年度吹田市民劇場等運営業務	「吹田市民劇場」の実施	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市泉町2丁目29番1号 (公財)吹田市文化振興事業団	36,039,000円	本業務は文化振興事業の一環として、市民の文化活動の振興を図るため実施するものである。 契約の相手方である(公財)吹田市文化振興事業団は、吹田市文化会館の指定管理者であるが、指定管理業務の仕様書に、吹田市から委託を受けて実施する受託文化事業として、「吹田市民劇場等運営業務」が明記されているため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
8	文化スポーツ推進室	令和4年度吹田市民文化祭(協議会部門)運営業務	春季・秋季に「吹田市民文化祭」の実施	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市文化団体協議会	3,147,144円	本業務は、地域社会における市民の多様な文化活動に対応するとともに、市の公共施設の機能を活かした芸術鑑賞の機会を提供するため実施するものである。 契約の相手方の吹田市文化団体協議会は、市内の文化関係団体によって構成される団体であり、本業務を実施できる唯一の団体であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)エに該当)
9	文化スポーツ推進室	令和4年度 吹田市長杯(旗)体育大会等事業に関する業務	吹田市長杯(旗)体育大会等の実施	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年4月1日)	吹田市寿町1丁目1番1号 (公社)吹田市体育協会	25,336,780円	本業務は、市民誰もが参加できる身近なスポーツ大会である市長杯(旗)体育大会等を実施するものである。 交渉先の(公社)吹田市体育協会は、本市におけるスポーツ振興を図るとともに市民の健康・体力づくりに寄与することを目的として設立されており、各競技スポーツ大会及びスポーツ教室等の企画・運営や各競技スポーツ指導員の養成確保を図っていることから本事業の企画・運営を熟知し、傘下の36団体との連絡調整が円滑に遂行できる団体である。 本業務を適正に執行できる団体は他になく、競争が成り立たないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化スポーツ推進室	吹田市多文化共生ワンストップ相談センター整備及び運営業務	吹田市多文化共生ワンストップ相談センターの整備及び運営	令和4年5月2日から 令和5年3月31日まで (令和4年5月2日)	吹田市津雲台1丁目2番1号 (公財)吹田市国際交流協会	11,215,000円	本業務は、多文化共生の推進を目的とし、外国人の困りごとについて多岐にわたる相談を受ける業務である。 契約の相手方である(公財)吹田市国際交流協会は、多文化共生の推進という本市の施策を理解した上で、本業務を遂行できる唯一の団体であるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化スポーツ推進室	吹田市立北千里市民プール管理棟耐震補強工事設計業務	吹田市立北千里市民プール管理棟耐震補強工事に伴う設計業務一式	令和4年6月13日から 令和5年3月15日まで (令和4年6月13日)	東大阪市新喜多2丁目6番27-3025号 (有)リュウアーキテック	9,185,000円	既に契約されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させるほうがより効率的であり費用面で有利なものであるため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号【物品・委託役務関係業務】(2)に該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	令和4年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和4年9月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月1日)	東京都渋谷区渋谷2丁目 24番12号 渋谷スクランブルスクエア39F 株式会社トラストバンク	(1)委託業務の対価(税抜) 応援プラン:月額3,750円 基本プラン:(契約開始日から3月31日までの寄附金額-1,000万円)×5% ※契約開始日から寄附金額が1,000万円を超えた場合は、それまでの応援プランの利用料に基本プランの利用料が加算される。 (2)マルチペイメントサービス利用料(税抜) 決済金額の3%~3.5%	令和4年度においては、複数のポータルサイトを順次追加していくこととし、限られた体制で、効果的・効率的な事業運営を図るため、利用者数や、契約自治体数が多いポータルサイトを選定する方針とする。 ①各ポータルサイト運営事業者では、細かい部分においてサービス提供内容が異なっており、返礼品を掲載するポータルサイトの仕様や業務範囲、利用料金等が決められていることから、本市の仕様に沿った業務内容に対する価格の提示を受けることができないため、同一内容での価格による競争には適していない。 ②各ポータルサイトの周知効果の参考となる掲載自治体数等の情報は、各サイトが公表しているため、プロポーザルにより提案を受ける必要はない。 ③比較的用户の多くないポータルサイトと契約することは、寄附データの管理や連携などの事務が増えることから、限られた体制で効果的・効率的に事業を進める上で課題が生じる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社トラストバンク」及びその他3サイトと契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2)競争が成り立たない契約をするとき) 【物品・委託役務関係業務】 (ウ)「契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。」に該当

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
2	地域経済振興室	令和4年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和4年9月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月1日)	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.SビルN棟2階 株式会社アイモバイル	(1)委託業務の対価(税抜)通常の寄附:寄附金額の10% 「ふるなびプレミアム」を経由した寄附の場合は寄附金額12% (2)マルチペイメントサービス利用料(税抜)初期費用10,000円 月額固定費3,000円 決済利用料:決済金額の2.5%~3.5%	令和4年度においては、複数のポータルサイトを順次追加していくこととし、限られた体制で、効果的・効率的な事業運営を図るため、利用者数や、契約自治体数が多いポータルサイトを選定する方針とする。 ①各ポータルサイト運営事業者では、細かい部分においてサービス提供内容が異なっており、返礼品を掲載するポータルサイトの仕様や業務範囲、利用料金等が決められていることから、本市の仕様に沿った業務内容に対する価格の提示を受けられないため、同一内容での価格による競争には適していない。 ②各ポータルサイトの周知効果の参考となる掲載自治体数等の情報は、各サイトが公表しているため、プロポーザルにより提案を受ける必要はない。 ③比較的用户の多くないポータルサイトと契約することは、寄附データの管理や連携などの事務が増えることから、限られた体制で効果的・効率的に事業を進める上で課題が生じる。 以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「株式会社アイモバイル」及びその他3サイトと契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2) 競争が成り立たない契約をするとき) 【物品・委託役務関係業務】 (ウ)「契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。」に該当

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
3	地域経済振興室	令和4年度吹田市ふるさと寄附金支援業務	ふるさと納税のポータルサイトの運営	令和4年9月1日から 令和5年3月31日まで (令和4年7月1日)	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス 楽天グループ株式会社	<p>(1)委託業務の対価 システム利用料 寄附金額の5%(税抜) ・システム利用料(モールの安全性等) 寄附金額の0.1%(税抜) スーパーアフェリエイト成果報酬原資 アフェリエイト経由の寄附金の2~4%(税抜) ・スーパーアフェリエイトシステム利用料 成果報酬原資×15~30%(税抜)</p> <p>(2)楽天ペイ利用料 決済額の2.7%(税抜)</p>	<p>令和4年度においては、複数のポータルサイトを順次追加していくこととし、限られた体制で、効果的・効率的な事業運営を図るため、利用者数や、契約自治体数が多いポータルサイトを選定する方針とする。</p> <p>①各ポータルサイト運営事業者では、細かい部分においてサービス提供内容が異なっており、返礼品を掲載するポータルサイトの仕様や業務範囲、利用料金等が決められていることから、本市の仕様に沿った業務内容に対する価格の提示を受けることができないため、同一内容での価格による競争には適していない。</p> <p>②各ポータルサイトの周知効果の参考となる掲載自治体数等の情報は、各サイトが公表しているため、プロポーザルにより提案を受ける必要はない。</p> <p>③比較的用户の多くないポータルサイトと契約することは、寄附データの管理や連携などの事務が増えることから、限られた体制で効果的・効率的に事業を進める上で課題が生じる。</p> <p>以上のことから、ふるさと納税ポータルサイトの中で、主要サイトの運営事業者である「楽天グループ株式会社」及びその他3サイトと契約する。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(2) 競争が成り立たない契約をするとき) 【物品・委託役務関係業務】 (ウ)「契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。」に該当</p>

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
4	地域経済振興室	吹田市ふるさと寄附金中間業務	ふるさと納税に係る配送管理、コールセンター等	令和4年9月1日から 令和7年8月31日まで (令和4年7月1日)	大阪府大阪市西区江戸堀 2丁目1-1 江戸堀センタービル8階 シフトプラス株式会社	(1)委託業務 の対価(税込) 24,000,000円 (予定額) (2)受領証等 の送付業務 (税込) 94円/1件 (3)ワンストップ 特例申請書 受付業務(税 込) 198円/1件 (4)その他 返礼品調達費 等(実費分)	公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った結果、当該事業者が最優秀提案事業者となったため、当該事業者と随意契約を締結するものです。 令第167場の2第1項第2号による随意契約 (随意契約ガイドラインの令第167場の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
5	文化スポーツ推進室	吹田市スポーツ推進計画(スポーツ施設整備方針)策定支援業務	吹田市スポーツ推進計画(スポーツ施設整備方針)の策定にあたっての情報収集・分析、提案など各種策定支援	令和4年7月1日から 令和6年2月29日まで (令和4年7月1日)	京都市右京区西京極西池 田町9番地5 (株)ジャパンインターナ ショナル総合研究所	5,225,000円	本業務は、より高度な知識と豊富なノウハウを持つ事業者からの支援を受けるため、プロポーザル方式による契約候補者の選定を行い、当該事業者に決定したため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

8月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	吹田市キャッシュレス決済ポイント還元事業委託業務	市内の対象店舗において、商品・サービス等をコード決済により購入・利用した方に、本市予算の範囲内で、決済額の30%分のポイントを付与する事業を実施するための業務	令和4年8月23日から 令和5年3月31日まで (令和4年8月23日)	大阪市北区中之島2-3-3 株式会社電通プロモーションプラス 関西支社	757,651,479円	公募型プロポーザル方式による事業者選定を行った結果、当該業者が最優秀提案事業者となったため、当該業者と随意契約を締結するものです。 令第167条の2第1項第2号による随意契約 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	文化スポーツ推進室	オーパス・スポーツ施設情報システムデータ改修業務	オーパス・スポーツ施設情報システムの各種データの改修	令和4年8月25日から 令和5年3月31日まで (令和4年8月25日)	大阪市中央区城見1丁目3番7号 松下IMPビル5階 一般財団法人関西情報センター	4,510,000円	オーパス・スポーツ施設情報システム(ASPサービス)の利用については、一般財団法人関西情報センターと長期継続契約をしており、同システムの改修・設定変更等は当該事業者でなければ役務を提供できないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	地域経済振興室	施設予約システム 勤労者会館データ移行業務	勤労者会館で稼働している既設の施設予約システム及びシステム外で保持しているデータについて施設予約システムへ利用者情報及び予約情報のデータを移行し、スムーズなシステム移行を実現するための移行プロジェクト計画、移行ツール作成、データ移行作業等を委託する。	令和4年9月26日から 令和5年3月31日まで (令和4年9月26日)	(株)ニッセイコム 公共システム事業部	6,050,000円	施設予約システムは当該事業者が構築し運用管理を行っており、データを移行するためには、システム独自のデータベース構造等の特殊な知識が必要不可欠であり、当該業者でなければ、役務の提供できないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

令和4年度 随意契約一覧表(都市魅力部)

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

10月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	文化スポーツ 推進室	吹田市文化会館新宮晋 オブジェ「空のイメージ」 修繕業務	オブジェ連の点検、破 損個所の修繕、補強等	令和4年10月18日から 令和5年3月15日まで (令和4年10月18日)	兵庫県三田市藍本3990-7 (有) 新宮アトリエ	2,688,400円	文化会館設置のオブジェ「空のイメージ」については、アーティスト新宮晋が創作した芸術作品であり、その設置・点検・修繕等については、新宮アトリエが専門的に実施しており、他者では実施できないため。 (随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ 特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当)

11月分については対象案件はありません。

12月分については対象案件はありません。

1月分については対象案件はありません。

2月分については対象案件はありません。

3月分については対象案件はありません。